



身近な税金相談 (第二回)

医療費控除を知ろう



佐々木 良

税理士

【ささきりょう】1973年千葉県生まれ。2001年12月税理士試験合格後、会計事務所勤務し実務経験を積み、2004年8月に税理士登録。2007年8月に独立開業。法人、個人の会計指導や税務業務を行っている。

Q 医療費控除について教えてください。

A 医療費控除とは、本人が家族、親族（親族とは民法で「六親等内の血族と三親等内の姻族」と定められており、所得税法はその規定に従っています。）の分も含めて、一年間に負担した医療費の支払額が一定金額を超える時、確定申告時に受けることのできる所得控除のことです。所得税額は所得金額に税率を乗じて算定するものですから、医療費控除を受けることにより所得金額が低くなり所得税額も低くなります。さらに、住民税額も低くなります。

医療費控除を受けるに当たっては、医療費を支払った人と支払ってもらった人との間に扶養関係があるか否かは関係ありません。医療費を支払った人の「親族」で「生計を一に」していれば、医療費を支払

った人が医療費控除を受けることができます。基本的に配偶者、子供については「生計を一に」していることと思われませんが、各々の稼ぎで生活している場合は「生計を一に」しているとはいえないので注意が必要です。例えば、両親と同居している場合で、それぞれ家計が別々なら「生計を一に」しているとはいえません。逆に、両親と別居していても、自分の仕送りで両親が生活しているようなら「生計を一に」しているといえます。通常、「同居」＝「生計を一に」していると考えられています。通常、「同居」＝「生計を一に」していると考えられています。通常、「同居」＝「生計を一に」していると考えられています。

医療費控除の対象となる医療費は、その年の一月一日から十二月三十一日までに支払った金額になります。例えば、今年の年末（平成二〇年の十二月末）に治療は終了しているが、支払は翌年（平成二一年一月）になってからというような場合、平成二〇年度の医療費控除の対象ではなく、平成二一年度の医療費控除の対象になるということです。

医療費控除の対象になる医療費の範囲は、基本的に、「治療目的」「医師の指示によるもの」は認められ、「美容目的」「予防目的」「健康維持目的」は認められません。

次に、医療費控除の額は、二〇〇万円を限度額として以下のようになります。

（二）実際に支払った一年間の医療費の合計額（A）（B）

Ⅱ 医療費控除の額

（A） 保険金などで補てんされる金額。医療保険や生命保険などで医療費の補てんを目的として支給される医療保険金や入院給付金、健康保険などで支給される療養費や出産育児一時金、家族療養費などです。

（B） 一〇万円。ただし、その年の所得金額の合計額が二〇〇万円未満の人はその五%の金額となります。

また、医療費控除をする時に必要な資料は領収書ですので、無くさずにきちんと保管するようにしてください。さらに、通院に際して、電車やバスなどの交通費がかかる場合で領収書がない場合は、日時、経路、運賃について自分で支払明細書の作成が必要になります。

上記のことを踏まえた上で、いくつかの例示をあげて説明していきます。

はじめに、薬局で購入した薬が医療費控除の対象になるかどうかについては、購入目的が大きなポイントになります。風邪薬の場合、風邪をひいて風邪薬を購入したなら、これは「治療目的」で風邪薬を購入しているわけですから、医療費控除の対象になります。しかし、「予防目的」で風邪薬を購入している場合は、医療費控除の対象にはなりません。ビタミン剤の場合、このビタミン剤の購入が「医師の指示によるもの」であれば医療費控除の対象です。しかし、このビタミン剤の購入が、「健康維持目的」のための購入なら医療費控除の対象にはなりません。薬局で購入した薬などには「医薬品」の印字がされているものがありますが、「医薬品」医療費控除の対象になるとは限りません。

ので注意してください。

次いで、眼鏡の購入代や使い捨てコンタクトレンズ代については、医療費控除の対象になりません。なぜなら近視、乱視などは目の病気とはいえないからです。また、そのために眼科で検眼した費用についても医療費控除の対象にはなりません。なお、白内障等の目の病気について医師の治療の一環として眼鏡を購入する場合は医療費控除の対象になります。

さらに、歯医者で保険適用外の診療に対する医療費の支払いについては、一般的に支出される水準を著しく超えない金額とする限り医療費控除の対象となります。義歯の材料で使用する金やポーセレンのものですと高額な支払いになるものですが、これらの使用は歯科治療の現実では一般的であり医療費控除の対象です。

また、マッサージやハリなどの支払いについては、有資格者が行う施術で「治療目的」ならば医療費控除の対象になります。有資格者とはあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などの資格を持つ人をいいます。

最後に、医師が作成する診断書代（使用目的は関係ありません。）や、動物病院に支払うペットの治療費は医療費控除の対象になりません。

なお、本稿は原則として、平成一九年一月一五日現在の法令、通達に基づいて作成しております。

<医療費控除による所得税計算例>

所得：400万円
医療費控除の額：20万円とすると
20万円が所得から差し引かれ
所得税額が
2万円（20万円×10%（税率））
減額になります。

